

地方公共団体財政健全化法上の財政指標の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「地方公共団体財政健全化法」という。)は、平成 20 年 4 月から一部施行され、平成 21 年 4 月から本格施行されました。

この法律では、地方公共団体は、毎年度、4 つの健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされました。これらの指標、特に連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく公営企業など地方公共団体の全会計を表す指標であり、また、将来負担比率は公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標であり、これまでにない全く新しい指標であります。また、これらの指標を議会に報告し、公表することとされ、その指標が一定程度悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることなどの義務付けがされました。

〔図1〕会計区分のイメージ

一般会計等	1 ①. 一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (会計ごとに算定)	
	公営事業会計	1 ②. 一般会計等に属する特別会計						公債管理
								母子寡婦福祉資金管理
								勤労者福祉共済
その他事業								
公営企業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の特別会計	①国民健康保険						
		②介護保険						
		③後期高齢者医療						
		④老人保健						
		⑤介護サービス						
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業)	法適用企業	①水道事業					
		②軌道						
		③病院						
		④その他法適用事業						
	法非適用企業	①簡易水道						
	②下水道							
	③宅地造成							
	④その他法非適用事業							
一部事務組合・広域連合								
第三セクター等(土地開発公社)								

*厚真町の会計区分はピンク色の部分

1. 財政指標の概要

地方公共団体財政健全化法が平成 20 年 4 月に一部施行されたことにより、各地方公共団体は、平成 20 年秋には、平成 19 年度の決算に基づき、地方公共団体財政健全化法上の財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業ごとに資金不足比率の数値を公表することになりました。

■ 早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合

早期健全化基準	財政再生基準
<p>○自主的な改善努力による財政健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決） 外部監査要求の義務付け ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・ 早期健全化が著しく困難と認められる時は、総理大臣又は知事が必要な勧告 	<p>○国等の関与による確実な再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再生計画の策定（議会の議決） 外部監査の要求の義務付け ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。 <p>【同意無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 <p>【同意有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可 ・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算変更等を勧告
※各基準を超えない場合	
<p>○指標の整備と情報開示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率 ・ 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた 実質負債による指標 <p>→監査委員の審査に付し議会に報告し公表</p>	

※基準率については厚真町が該当する基準を記載

(1) 実質赤字比率

① 定義（早期健全化基準 15.0%、財政再生基準 20.0%）

実質赤字比率とは、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して得られるものです。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、繰上充用を行うことで、実質上、翌年度に繰り越され、翌年度に解消できない場合は、さらに累積していくことになります。

仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものです。

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

○実質赤字の額：繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率

① 定義 (早期健全化基準 20.0%、財政再生基準 40.0%)

連結実質赤字比率は、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体―法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して得られるものです。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としてい一般会計などの会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源として事業を実施する会計（公営事業会計）があり、公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものです。

【全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

① 定義 (早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※）で除したものの3カ年間の平均値です。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、一度こうした経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性が高まるものです。

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

（公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入され

るものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。）

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{(3カ年平均) (標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

① 定義（早期健全化基準 350.0%）

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※）で除して得られるものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の三つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標（実質赤字比率や連結実質赤字比率は過去から累積された赤字を含むもの）であるが、これだけでは、地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られない。

このため、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、例えば、地方公社や損失補償を付した第三セクター等の負債も含め、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものであります。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるとみなされます。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の三つの指標のみならず、将来負担比率を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となるものであります。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。
 (公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。)

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \\ \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債} \\ \text{現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right] \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額} \end{array} \right] \end{array}}$$

○将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額：イからハまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

① 定義（経営健全化基準 20.0%）

資金不足比率は、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したものであります。

この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難となってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

なお、資金不足額を算出する際には、地方債の償還期間が施設の耐用年数より短いことにより生じる資金不足や、供用開始後料金収入が平年度化するまでの間の一定期間の資金

不足など、長期の経営により将来解消可能と認められる資金不足額を解消可能資金不足額として差し引くこととされています。

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

・法適用企業：

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

・法非適用企業：

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、法適用企業にあつては、流動資産に含まれる販売用土地について適切な評価を行った上で算入し、法非適用企業にあつては、法適用企業と同様に販売用土地の売却による収入の見込額を算入する等の土地の評価に係る算定上の特例があります。

○事業の規模：

・法適用企業： 営業収益の額－受託工事収益の額

・法非適用企業： 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。